令和　　年分　農業所得収支計算表

収入金額明細書

（単位：円）

①免税牛以外（田畑、特殊施設、畜産物その他）

①販売金額		
内容	消費税課否の判定	金額
水稲	課	
大豆	課	
イチゴ	課	
トマト	課	
きゅうり	課	
花卉	課	
キャベツ	課	
アスパラガス	課	
飼料作物	課	
加工用米	課	
免税外牛　（　　頭）	課	
小計		

販売金額は、農協・市場手数料などの出荷経費を差し引く前の金額です
営農通帳には経費を差し引いた後の金額が入金されていますのでご注意ください

②家事消費・事業消費金額		
内容	消費税課否の判定	金額
自家保有米　（　俵×　　円/俵）	課	
贈与した保有米（　俵×　　円/俵）	課	
自家用等そ菜	課	
小計		

③雑収入		
内容	消費税課否の判定	金額
くず米	課	
過年産米精算金	課	
過年産大豆精算金	課	
機械オペレーター収入	課	
直販所販売収入（青空市場等）	課	
電柱敷地料	課	
集荷奨励金	課	
地域とも補償交付金	不	
中山間地域等直接支払交付金	不	
野菜価格差補給金	不	
収穫共済金（水稲・畑作・園芸）	不	
戸別所得補償	不	
合計		

農業における副収入を③雑収入に計上してください。補助金から経費が引かれている場合は、経費を引く前の金額を記入してください
【例】
　わら・もみ殻などの販売収入、共済無事戻し金、農作業受託収入、機械オペレーター収入、直販販売収入、販売奨励金、とも補償戻し、利子補給金、戸別所得補償など各種補助金・交付金など

②免税牛

①販売金額		
畜種及び頭数	消費税課否の判定	金額
（　　頭）	課	
（　　頭）	課	
（　　頭）	課	
（　　頭）	課	
小計		

★肉用牛を家畜市場、中央卸売市場で売却した場合、又は飼育した１年未満の肉用牛を特定の農業協同組合、同連合会に委託して売却した場合で、１頭あたり１００万円（消費税を除く）未満（交雑種は８０万円未満、乳用種は５０万円未満）のもの
★１頭当たり１００万円の判断は消費税を含まない売却価格（落札価格）と生産者補給金の合算した金額で判断
★高等登録牛及び育種登録牛はすべて免税対象牛です
★免税牛の収入として計上する場合は消費税額を含んだ金額を記入します
★家畜代金清算書及び肉用牛売却証明書を必ず提出してください

②家事消費・事業消費金額		
内容	消費税課否の判定	金額
小計		

③雑収入（所得税は免税牛以外の雑収入と合算する）		
内容	消費税課否の判定	金額
飼料価格差補給金	不	
肉用子牛生産者補給金	不	
子牛生産拡大奨励金	不	
家畜運搬助成金	不	
小計		

【消費税の課否判定の表示について】

収入金額明細書の「消費税課否の判定」欄は、売上高について、必要経費明細書の科目欄（　）書きは、仕入税額控除について、おおよその判定基準を示したものです。
申告書作成の際には、その内容をよく確認してください。

収入金額	課	⊃課税対象となる売上高です。
	不・非	⊃不課税・非課税となる売上高です。
必要経費	課税仕入	⊃課税仕入となる必要経費です。
	一部課税仕入	⊃一部課税仕入となるものが含まれる必要経費です。